

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 2 年 12 月 3 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

単独市営住宅を廃止するため。

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第 号）

伊丹市営住宅条例（平成９年伊丹市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第２条中第６号を削り，第７号を第６号とし，第８号を第７号とし，第９号を第８号とする。

第１５条を次のように改める。

第１５条 削除

第２１条を次のように改める。

第２１条 削除

第２４条第１項中「，第２０条の２及び第２１条」を「及び第２０条の２」に改める。

第３５条第２項を削り，同条第３項中「第１項又は」を削り，同項を同条第２項とし，同条第４項中「及び第２項」を削り，同項を同条第３項とし，同条第５項から第７項までを削る。

第３８条第１項第１号中「及び単独市営住宅」を削る。

第４２条第１項中「及び単独市営住宅」及び「及び第２１条」を削り，「市営住宅を」を「当該改良市営住宅を」に改め，同条第２項を次のように改める。

２ 前項の割増賃料の額は，当該改良市営住宅の家賃に住宅地区改良法施行令（昭和３５年政令第１２８号）第１３条の２の規定により読み替えてその例によることとされている旧令第６条の２第２項の表第２種公営住宅の項の中欄に定める区分に応じて，それぞれ下欄に定める倍率の範囲内において規則で定める率を乗じて得た額とする。

第５４条第１項第５号中「，第２項」を削り，「第４項」を「第３項」に改める。

付則中第４項を削り，第５項を第４項とし，第６項から第１１項までを１項ずつ繰り上げる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 2 伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成 27 年伊丹市条例第 53 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の項第 2 号中「及び第 6 号」を削り、「市営住宅及び同条第 7 号」を「特定市営住宅及び同条第 6 号」に改める。

別表第 2 (1) 市長の項第 4 号中「及び第 6 号」を削り、「市営住宅及び同条第 7 号」を「特定市営住宅及び同条第 6 号」に改め、同項第 9 号中「及び第 6 号」を削り、「市営住宅の」を「特定市営住宅の」に改め、同表 (2) 市長の項第 2 号中「及び第 6 号」を削り、「市営住宅及び同条第 7 号」を「特定市営住宅及び同条第 6 号」に改める。

(伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例 (令和 2 年伊丹市条例第 42 号) の一部を次のように改正する。

付則第 9 項の改正規定及び付則第 2 項中「付則第 9 項」を「付則第 8 項」に改める。